

## 短期入所サービスの利用が要介護認定期間の半数を超える理由について

別紙のとおり居宅サービス計画に「要介護認定期間などのおおむね半数を超える」短期入所サービスを位置付けたのは、下記理由欄にあるように利用者の心身の状況や、本人や家族の意向を踏まえたうえであり、このことが指定居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条にある「利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合」にあたるものと考えられるためである。

ただし、以下の条件のいずれかに該当する場合は、下記理由欄に問わず短期入所サービスの利用が制限されることがあることを利用者に同意させる。

- ①当該施設の利用状況が逼迫しているとき。
- ②保険料滞納による支払方法変更により、償還払い給付となっているとき。

### 理由欄

要介護者	被保険者番号										
	フリガナ										
	氏名										
要介護者の心身の状況											

添付書類：居宅サービス計画書（1）（2）、直近3ヶ月のサービス利用票、サービス担当者会議の要点等の控え

年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_ 介護支援専門員 \_\_\_\_\_  
(登録番号第 \_\_\_\_\_ 号)